

川口市子育てサポートプラザ事業実施要綱

(平成18年 3月31日福祉部長決裁)

(平成19年 3月30日福祉部長決裁)

(平成20年 4月 1日福祉部長決裁)

(平成23年10月 6日福祉部長決裁)

(平成25年 5月28日福祉部長決裁)

(平成26年 3月27日福祉部長決裁)

(平成26年 5月29日福祉部長決裁)

(平成27年 4月 1日福祉部長決裁)

(令和3年 4月 1日子ども部長決裁)

(令和4年 11月 1日子ども部長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、子育てサポートプラザ事業に関し必要な事項を定め、もって地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

(実施場所)

第2条 子育てサポートプラザ事業は、子育てサポートプラザ（本町三丁目分室4階・5階）及び子育てサポートプラザ「子育てひろばポッポ♡」（埼玉高速鉄道鳩ヶ谷駅地下1階）において実施するものとする。

(事業内容)

第3条 子育てサポートプラザ事業とは、(1)から(3)の事業の総称をいう。

(1) つどいの広場事業

地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）4（2）に掲げる一般型の事業。

(2) 子育て支援総合コーディネート事業

市内全域における子育て支援活動の展開を図るための取組み。

(3) 利用者支援事業

利用者支援事業実施要綱（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号 内閣府子ども・子育て本部統括官 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省こども家庭局長通知）4（1）に掲げる基本型の事業。子育て支援サービス利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。

（つどいの広場事業）

第4条 つどいの広場事業は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） 概ね0歳から3歳までの子どもと親（保護者）が遊べ、情報交換できる場所の提供
- （2） 子育て相談
- （3） 子育てに関する講習会の実施
- （4） 子育て情報コーナーの管理及び子育て情報の収集・提供に関する業務
- （5） つどいの広場の広報に関する業務

（子育て支援総合コーディネート事業）

第5条 子育て支援総合コーディネート事業は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） 関係機関や地域子育て支援拠点等との連携に関する業務
 - ア 連絡調整会議の開催
 - イ 地域子育て支援拠点施設等に従事する者に向けての講座等の開催
- （2） 子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り連携しながらよりきめ細やかな支援を行うこと。

ア 育児サークルの登録管理

イ 育児サークル等連絡会議の開催

ウ 育児サークルの支援に関すること

- （3） 子育て及び子育て支援に関する講座・講演会等の開催

(4) 子育てサポーターの養成及び活用に関する業務

ア 子育てサポーター養成講座の開催

イ 子育てサポーターの活用・派遣に関する業務

ウ 子育てサポーターに対するフォローアップ研修の開催

(利用者支援事業)

第6条 利用者支援事業は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 子育てその他に関する情報の提供や相談に関する業務

ア 各種相談

イ 公民館等への出張相談等を含む特設相談

ウ 子育て支援サービス利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいた子育て情報の収集・提供を行う業務

(2) リーフレットその他の広告媒体を活用したサービス利用者に広く周知を図る広報啓発活動

(3) 第5条(1)アの連絡調整会議の開催においては連携を密に図り、運営協力を行う。

(4) 他機関・施設との官民連携業務

(事業の実施)

第7条 子育てサポートプラザにおいては第4条から第6条に掲げる業務を行い、子育てサポートプラザ「子育てひろばポッポ♡」(以下「子育てひろばポッポ♡」という。)においては第4条及び第6条に掲げる業務を行うものとする。

(子育て支援総合コーディネーター)

第8条 子育てサポートプラザ及び子育てひろばポッポ♡に、子育て支援総合コーディネーターを置く。

2 子育て支援総合コーディネーターは、第5条及び第6条に掲げる事業を行

い、子育て支援業務の連携及び調整を図るものとする。

(運営の委託)

第9条 この要綱に基づく事業の運営は、社会福祉法人等に委託することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子育てサポートプラザ及び子育てひろばポッポ[♡]の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。